体育館等への空調機設置に伴う使用料の設定について

１．目的･理由等

北条小学校体育館、北条中学校体育館、北条ふれあい会館に空調機を設置することに伴い、施設利用者への空調使用料を設定する。

２．概要

空調機 １台あたり電気使用料　200 円※　×　各施設の設置台数で設定

※３年ごとに電気料金の変動を勘案し、使用料が適正か見直し検討

施設名	北条小学校	北条中学校	北条ふれあい会館	
	体育館	体育館	多目的ﾙｰﾑ	柔剣道場
設置台数	8 台	10 台	2 台	4 台
使用料金	**1,600 円/h**	**2,000 円/h**	**400 円/h**	**800 円/h**

３．施行年月日　令和９年４月１日

４．冷暖房使用料の減免について　（※詳細は裏面参照）

区分	主な対象団体・利用内容
100%減免	町・教委・北栄ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ・自治会・社協・園・学校（部活動等）の主催事業、北栄ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌ所属の町内小中学生の活動（※上限あり）
50%減免	町内障がい者団体（幸の会・ひまわり会）主催事業、郡体主催事業、郡民ｽﾎﾟﾚｸ大会練習、各種手帳等所持者（※要件あり）、高校生以下
通常料金	町民・町内の事業所従業員、老人ｸﾗﾌﾞ、婦人会、青年団、女性団体、PTA 主催事業等

５．改正条例等（議案名）

・北栄町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
・北栄町立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について
・北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
・北栄町社会体育施設利用料減免規程の全部を改正する規程の制定について

６．スケジュール

10 月下旬～11 月上旬	教育委員会定例会（審議）、教育連絡会報告
12 月上旬～中旬	全協（説明）、12 月定例会（提案・委員会審査）
12 月下旬～3 月	条例公布、周知・準備期間
4 月 1 日	改正条例の施行（新料金の適用開始）

北栄町社会体育施設利用料減免規程（令和９年４月１日施行）　別表

対象団体及び事業又は活動	減免率	
	施設使用料及び照明使用料	冷暖房使用料
（１）　北栄町、北栄町教育委員会主催事業	100％	100％
（２）（一財）北栄スポーツクラブ主催事業		
（３）　町内自治会主催事業		
（４）　北栄町社会福祉協議会主催事業		
（５）　町内こども園、小、中学校主催事業		
（６）　町内中学校の部活動		
（７）（一財)北栄スポーツクラブに所属している町内小、中学生の活動	100％ ※週３回又は週７時間のいずれかに達するまで	100％ ※週３回又は週７時間のいずれかに達するまで
（８）　北栄町精神障がい者家族会(幸の会)主催事業	100％	50％
（９）　北栄町心身障がい児者育成会(ひまわり会)主催事業		
(10)　東伯郡体育協会主催事業		
(11)　東伯郡民スポーツレクリエーション大会参加のための練習(大会前１箇月から大会まで)		
(12)　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳１級及び２級の所持者の利用	100％ ※その他の者が混じった利用の場合、減免率100％の者が５割未満の場合は減免率50％とする。	50％ ※その他の者が混じった利用の場合、減免率50％の者が５割未満の場合は通常料金とする。
(13)　知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく療育手帳A及びB所持者の利用		
(14)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく障害者手帳１級の所持者の利用		
(15)　戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく戦傷病者手帳の所持者で重度障害の程度が特別項症、第１項症、第２項症の者の利用		
(16)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービス受給者証の所持者の利用		
(17)　難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づく医療受給者証の所持者の利用		
(18)　高校生以下の利用	50％	50％
(19)　北栄町民並びに町内事業所従業員の利用	50％	通常料金
(20)　町老人クラブ、婦人会、青年団主催事業		
(21)　町女性団体連絡協議会主催事業		
(22)　町内こども園、小学校、中学校PTA主催事業		
(23)　町内、町外者が混じっている利用で、町内者又は町内事業所従業員数が５割以上の場合		
(24)　その他教育委員会が認めた機関、団体等の利用		

※減免の対象となる利用回数及び利用時間は、施設の別にかかわらず、同一団体の利用を合算して判断するものとする。

議案第48号

北栄町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

北栄町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第２条の規定により委員会の承認を求める。

令和８年10月27日提出

北栄町教育委員会教育長　笠見　隆志

記

別紙のとおり

北栄町条例第　号

北栄町行政財産使用料条例の一部を改正する条例

北栄町行政財産使用料条例(平成17年北栄町条例第54号)の一部を次のように改正する。

改正後

別表(第２条関係)

１　略

２　建物

種別		施設使用料	照明使用料	冷暖房使用料
大栄庁舎、旧北条庁舎		１平方メートルにつき1,390円／月	－	施設使用料の５割に相当する額
小学校・中学校	体育館	全面　620円／時間 半面　410円／時間 １／６面　150円／時間	－	北条小学校体育館　1,600円／時間 北条中学校体育館　2,000円／時間

改正前

別表(第２条関係)

１　略

２　建物

種別		使用料
大栄庁舎、旧北条庁舎		１平方メートルにつき1,390円／月
小学校・中学校	体育館	全面　620円／時間 半面　410円／時間 １／６面　150円／時間

	運動場	310 円／時間	100 円／時間	－
	武道館	柔道場 150 円／時間 剣道場 150 円／時間	－	－
	プール（25m）	午前、午後、夜間ごとに5,500円	－	－
	家庭科室・調理室	午前、午後、夜間ごとに2,200円	－	施設使用料の５割に相当する額
	その他の室	午前、午後、夜間ごとに1,100円	－	施設使用料の５割に相当する額
太陽光発電設備による発電のため使用させる場合		使用の許可を受ける者と町長が協議して定める額	－	－

	運動場	310円／時間 照明料　100円／時間
	武道館	柔道場　150円／時間 剣道場　150円／時間
	プール（25m）	午前、午後、夜間ごとに5,500円
	家庭科室・調理室	午前、午後、夜間ごとに2,200円
	その他の室	午前、午後、夜間ごとに1,100円
太陽光発電設備による発電のため使用させる場合		使用の許可を受ける者と町長が協議して定める額

備考 １～４　略 ５　町外者が、小学校及び中学校を使用する場合の施設使用料は、上記金額の２倍とする。 ６　入場料を徴収して使用する場合、土地の使用料、施設使用料は、上記金額の２倍とし、町外者が同様の使用をする場合の施設使用料は、上記金額の４倍とする。 ７　１件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は、100円とする。 ８　使用料に10円未満の端数が生じるときは、切上げして10円とする。	備考 １～４　略 ５　町外者が、小学校及び中学校を使用する場合の使用料は２倍とする。 ６　高校生以下が、小学校及び中学校を使用する場合の使用料は半額とする。 ７　暖房又は冷房をしたときはこの表に定める使用料の額に当該額の５割に相当する額を加算する。 ８　１件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は、100円とする。 ９　使用料に10円未満の端数が生じるときは、切上げして10円とする。 10　入場料を徴収する利用の場合、上記金額の２倍とする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第49号

北栄町立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第２条の規定により委員会の承認を求める。

令和８年10月27日提出

北栄町教育委員会教育長　笠見　隆志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第６号

北栄町立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

北栄町立学校体育施設の開放に関する規則(平成17年北栄町教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料及び減免) 第７条　施設の開放に伴う使用料の額は、北栄町行政財産使用料条例(平成17年北栄町条例第54号)の定めるところによる。 ２　前項の使用料の減免については、北栄町社会体育施設利用料減免規程(平成18年北栄町教育委員会訓令第４号)の例による。 (その他) 第８条　略	(その他) 第７条　略

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

議案第 50 号

北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第２条の規定により委員会の承認を求める。

令和８年 10 月 27 日提出

北栄町教育委員会教育長　笠見　隆志

記

別紙のとおり

北栄町条例第　号

北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例(平成17年北栄町条例第87号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>

（使用料）

第７条　第４条第１項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第１に定める使用料を納めなければならない。

別表第１(第７条関係)

<table>
<tr><th>名称</th><th>種別</th><th>施設使用料</th><th>照明使用料</th><th>冷暖房使用料</th></tr>
<tr><td>北栄町北条体育館
北栄町大栄体育館</td><td colspan="2">１／６面　150円／時間
１／２面　410円／時間
全面　620円／時間</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">北栄町北条ふれあい会館</td><td>多目的ルーム</td><td>260円／時間</td><td>―</td><td>400円／時間</td></tr>
<tr><td>ふれあいルーム</td><td>200円／時間</td><td>―</td><td>施設使用料の５に相当す</td></tr>
</table>

</td><td>

（使用料）

第７条　第４条第１項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第１及び別表第２に定める使用料を納めなければならない。

別表第１(第７条関係)

<table>
<tr><th>名称</th><th>使用料</th><th>照明料</th></tr>
<tr><td>北栄町北条体育館</td><td rowspan="2">１／６面　150円／時間
１／２面　410円／時間
全面　620円／時間</td><td rowspan="2">―</td></tr>
<tr><td>北栄町大栄体育館</td></tr>
<tr><td>北栄町大栄ふれあい会館</td><td>１／４面　150円／時間</td><td>―</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

				る額
	柔道場 剣道場	150円／時間	―	800円／時間
北栄町大栄ふれあい会館	１／４面　150円／時間 １／２面　310円／時間 全面　520円／時間		―	―
北栄町北条野球場	全面	1,040円／時間	―	―
北栄町大栄野球場	全面	1,570円／時間	5,230円／時間	―
北栄町北条運動場	全面	310円／時間	100円／時間	―
北栄町大栄運動場	全面	310円／時間	―	―

※町外者が使用する場合の施設使用料は、上記金額の２倍とする。

※町内者が入場料を徴収して使用する場合の施設使用料は、上記金額の２倍とし、町外者が同様の使用をする場合の施設使用料は、上記金額の４倍とする。

※略

	１／２面　310円／時間 全面　520円／時間	

※高校生以下は上記金額の半額とする。

※町外者は上記金額の２倍とする。

※入場料を徴収する利用の場合、上記金額の２倍とする。

※略

別表第２（第７条関係）

名称	使用料	照明料

北栄町北条野球場	1,040円／時間	5,230円／時間
北栄町大栄野球場	1,570円／時間	
北栄町北条運動場	310円／時間	100円／時間
北栄町大栄運動場		―
北栄町北条ふれあい会館		
（多目的ルーム）	260円／時間	―
（ふれあいルーム）	200円／時間	―
（柔道場）	150円／時間	―
（剣道場）	150円／時間	―

※高校生以下は上記金額の半額とする。
※町外者は上記金額の２倍とする。
※使用料に10円未満の端数が生じるときは、切上げして10円とする。
※入場料を徴収する利用の場合、上記金額の２倍とする。
※冷暖房を使用する場合、使用料の額に当該額の５割に相当する額(10円未満切捨て)を加算する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例

平成17年10月１日

条例第87号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の２第１項の規定に基づき、北栄町社会体育施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものする。

（設置）

第２条　スポーツを振興し、町民の心身の健全な発達に寄与するため、北栄町社会体育施設(以下「体育施設」という。)を設置する。

（名称及び位置）

第３条　体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北栄町北条体育館	北栄町土下112番地
北栄町大栄体育館	北栄町由良宿797番地１
北栄町北条ふれあい会館	北栄町土下100番地３
北栄町大栄ふれあい会館	北栄町下種868番地
北栄町北条野球場	北栄町国坂385番地５
北栄町大栄野球場	北栄町由良宿370番地
北栄町北条運動場	北栄町土下105番地
北栄町大栄運動場	北栄町由良宿215番地１

（利用の許可）

第４条　体育施設の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

２　教育委員会は、前項の許可をする場合において、体育施設の管理上必要な条件を付すことができる。

（利用の制限）

第５条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用を許可しないことができる。

（１）　公益を害するおそれがあるとき。

（２）　施設等を損傷するおそれがあるとき。

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第２号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

（４）　その他教育委員会が不適当と認めたとき。

(利用許可の取消し等)

第６条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

（１）　この条例又はこの条例に基づく規則若しくは利用の許可条件に違反したとき。

（２）　前条各号に該当する事由が生じたとき。

２　前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、町は、その責めを負わない。

(使用料)

第７条　第４条第１項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第１に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第８条　教育委員会は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第９条　利用者は、施設等の利用が終わったときは、又は第６条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第10条　利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

（指定管理者の指定等）

第11条　教育委員会は、次に掲げる体育施設の管理について法第244条の２第３項の規定による指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（１）　体育施設の利用及びその制限に関する業務

（２）　体育施設の使用料の徴収及び減免に関する業務

（３）　体育施設の維持管理に関する業務

（４）　前３号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

２　指定管理者に前項の業務を行わせている場合における第４条第１項及び第２項、第５条、第６条第１項並びに第８条中「教育委員会」とあるのは、「第11条第１項に規定する指定管理者」とする。

（委任）

第12条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の北条町町民運動設置及び管理に関する条例（昭和48年北条町条例第23号）、北条町野球場の設置及び管理に関する条例（昭和63年北条町条例第２号）、北条町ふれあい会館の設置及び管理に関する条例（平成７年北条町条例第１号）又は大栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和50年大栄町条例第７号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

３　平成18年３月31日までの利用に係る使用料については、合併前の条例及び合併前の大栄町行政財産使用条例（昭和45年大栄町条例第26号）の使用料の例によるものとする。

附　則（平成20年６月20日条例第24号）

この条例は、平成20年７月１日から施行する。

附　則(平成22年６月23日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成23年３月28日条例第５号)

この条例は、平成23年４月１日から施行する。

附　則(平成24年６月20日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成30年３月19日条例第１号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成31年３月20日条例第３号)

(施行期日)

１　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

２　この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附　則(令和３年３月18日条例第２号)抄

(施行期日)

１　この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

２　この条例の施行の日の前日までに、北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例(平成17年北栄町条例第87号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(令和６年３月25日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(令和７年３月24日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(令和８年　月　日条例第　号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第１（第７条関係）

名称	種別	施設使用料	照明使用料	冷暖房使用料
北栄町北条体育館 北栄町大栄体育館	１／６面　150円/時間 １／２面　410円/時間 全面　620円/時間		―	―
北栄町北条ふれあい会館	多目的ルーム	260円/時間	―	400円/時間
	ふれあいルーム	200円/時間	―	施設使用料の５割に相当する額
	柔道場 剣道場	150円/時間	―	800円/時間
北栄町大栄ふれあい会館	１／４面　150円/時間 １／２面　310円/時間 全面　520円/時間		―	―
北栄町北条野球場	全面	1,040円/時間	―	―
北栄町大栄野球場	全面	1,570円/時間	5,230円/時間	―
北栄町北条運動場	全面	310円/時間	100円/時間	―
北栄町大栄運動場	全面	310円/時間	―	―

※町外者が使用する場合の施設使用料は、上記金額の２倍とする。

※町内者が入場料を徴収して使用する場合の施設使用料は、上記金額の２倍とし、町外者が同様の使用をする場合の施設使用料は、上記金額の４倍とする。

※使用料に10円未満の端数が生じるときは、切上げして10円とする。

議案第 51 号

北栄町社会体育施設利用料減免規程の全部を改正する規程の制定について

北栄町社会体育施設利用料減免規程の全部を改正する規程を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第２条の規定により委員会の承認を求める。

令和８年 10 月 27 日提出

北栄町教育委員会教育長　笠見　隆志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第２号

北栄町社会体育施設利用料減免規程

北栄町社会体育施設利用料減免規程(平成18年北栄町教育委員会訓令第４号)の全部を改正する。

(趣旨)

第１条　この規程は、北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例(平成17年北栄町条例第87号。以下「条例」という。)第８条に規定する使用料の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第２条　条例第８条の規程により使用料を減額又は免除する基準は、別表のとおりとする。

２　次の各号に該当する場合は、使用料を免除することができる。

（１）　地震、風水害等の天災や悪天候その他やむを得ない事由により、施設を使用できなかった場合。

（２）　町内の団体等が、屋外で行う主催事業の予備会場として屋内施設の申込みをしたが、当日屋内施設を利用しなかった場合。

(減免の取消し)

第３条　町長は、偽りの申請その他不正行為によって減免の措置を受けた者から、減免した使用料を徴収することができる。

(補則)

第４条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この規程は、令和９年４月１日から施行する。

別表

対象団体及び事業又は活動	減免率	
	施設使用料及	冷暖房使用料

	び照明使用料	
（１） 北栄町、北栄町教育委員会主催事業	100％	100％
（２）（一財）北栄スポーツクラブ主催事業		
（３） 町内自治会主催事業		
（４） 北栄町社会福祉協議会主催事業		
（５） 町内こども園、小、中学校主催事業		
（６） 町内中学校の部活動		
（７）（一財)北栄スポーツクラブに所属している町内小、中学生の活動	100％ ※週３回又は週７時間のいずれかに達するまで	100％ ※週３回又は週７時間のいずれかに達するまで
（８） 北栄町精神障がい者家族会(幸の会)主催事業	100％	50％
（９） 北栄町心身障がい児者育成会(ひまわり会)主催事業		
(10) 東伯郡体育協会主催事業		
(11) 東伯郡民スポーツレクリエーション大会参加のための練習(大会前１箇月から大会まで)		
(12) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳１級及び２級の所持者の利用	100％ ※その他の者が混じった利用の場合、減免率100％の者が５割未満の場合は減免率50％とする。	50％ ※その他の者が混じった利用の場合、減免率50％の者が５割未満の場合は通常料金とする。
(13) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく療育手帳A及びB所持者の利用		
(14) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく障害者手帳１級の所持者の利用		
(15) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168		

号)に基づく戦傷病者手帳の所持者で重度障害の程度が特別項症、第１項症、第２項症の者の利用		
(16)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービス受給者証の所持者の利用		
(17)　難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づく医療受給者証の所持者の利用		
(18)　高校生以下の利用	50％	50％
(19)　北栄町民並びに町内事業所従業員の利用	50％	通常料金
(20)　町老人クラブ、婦人会、青年団主催事業		
(21)　町女性団体連絡協議会主催事業		
(22)　町内こども園、小学校、中学校PTA主催事業		
(23)　町内、町外者が混じっている利用で、町内者又は町内事業所従業員数が５割以上の場合		
(24)　その他教育委員会が認めた機関、団体等の利用		

※減免の対象となる利用回数及び利用時間は、施設の別にかかわらず、同一団体の利用を合算して判断するものとする。

議案第 52 号

北栄町北条歴史民俗資料館の臨時開館について

北栄町北条歴史民俗資料館を臨時的に開館したいので、北栄町北条歴史民俗資料館管理運営規則第条６第２項の規定により委員会の承認を求める。

令和８年 10 月 27 日提出

北栄町教育委員会教育長　　笠 見 隆 志

記

（１）日にち　令和８年 11 月４日（水）
令和８年 11 月９日（月）

（２）理　由　文化回廊期間中に休館日を無くすことで、北栄町美術展などの他の事業とより連携して、多くの方に北栄町の歴史、文化を知っていただく機会とするため。

（３）備　考　文化回廊メイン期間：11 月３日～11 月 15 日
通常休館日は月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)

議案第53号

人権擁護委員の候補者推薦に係る意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として議会に諮問したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第２条の規定により、委員会の意見を求める。

令和８年10月27日提出

北栄町教育委員会教育長　　笠見　隆志

記

住　　所	氏　名　等
鳥取県東伯郡北栄町大島	飯田　光男（昭和29年生）